

令和7年度
島田市
重層的支援体制整備事業実施計画
(「しま^{ういず}with」実施計画)

島田市では重層的支援体制整備事業の愛称を「しま^{ういず}with」として、
みんなで「一緒」に考え、「一緒」に取り組めます。

令和7年4月

目 次

1. 重層的支援体制整備事業の実施背景 -----	1
2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定 -----	1
3. 島田市における重層的支援体制整備事業 -----	3
4. 会議体の設置・運営 -----	6
5. 重層的支援体制整備事業の推進体制 -----	7
6. 多機関協働事業の数値目標 -----	8
7. 関連計画における各事業の数値目標 -----	8

1. 重層的支援体制整備事業の実施背景

少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」、本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」と言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が難しい新たな課題が生じています。

このような状況から、国において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」という理念が新たに生まれました。さらに、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

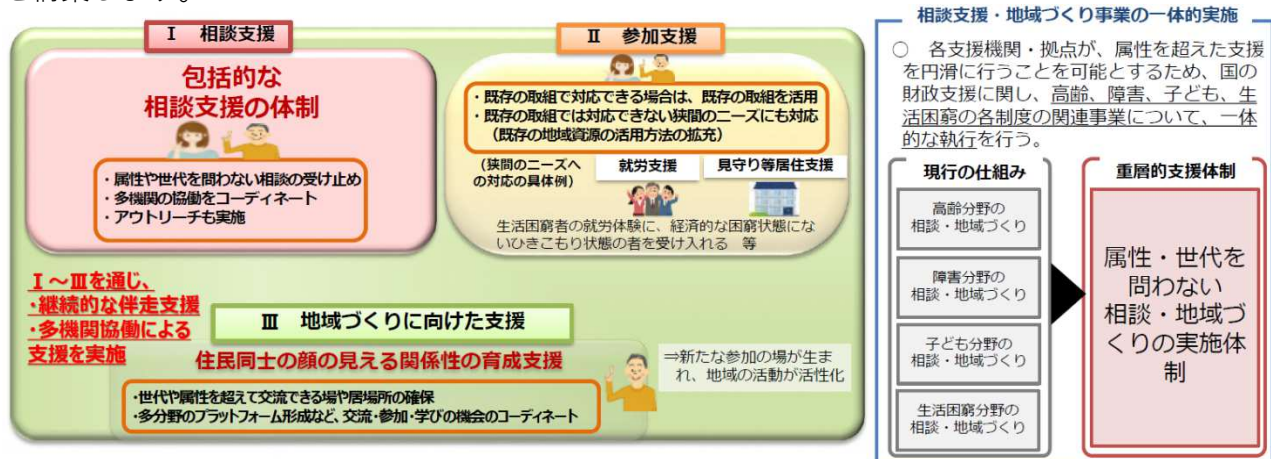
重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ. 相談支援、Ⅱ. 参加支援、Ⅲ. 地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施するものです。

Ⅰ. 相談支援として、まず、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち複雑化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。

Ⅱ. 参加支援として、相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**により、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。

Ⅲ. 地域づくりに向けた支援として、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化防止努めます。

以上の事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。



(厚生労働省資料より抜粋)

（２）計画の位置づけ・他計画との関連

本計画は、社会福祉法（以下「法」という）第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

福祉の上位計画である「島田市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）」の基本理念に基づき、地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つである「重層的支援体制整備事業」について、より具体的に必要な事項を定めたものであり、同計画に付随する計画です。

併せて、島田市総合計画や福祉における各分野の個別計画とも整合性を図り、事業に取り組んでいきます。

【計画の位置づけイメージ】



（３）計画の期間

本計画の実施期間は1年間とし、島田市地域福祉計画期間（令和8（2026）年度まで）の間、毎年度実績等を勘案して見直しを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
島田市重層的支援体制整備事業実施計画					
島田市地域福祉計画 (令和4年度～令和8年度)					

（４）計画の事業評価・見直し

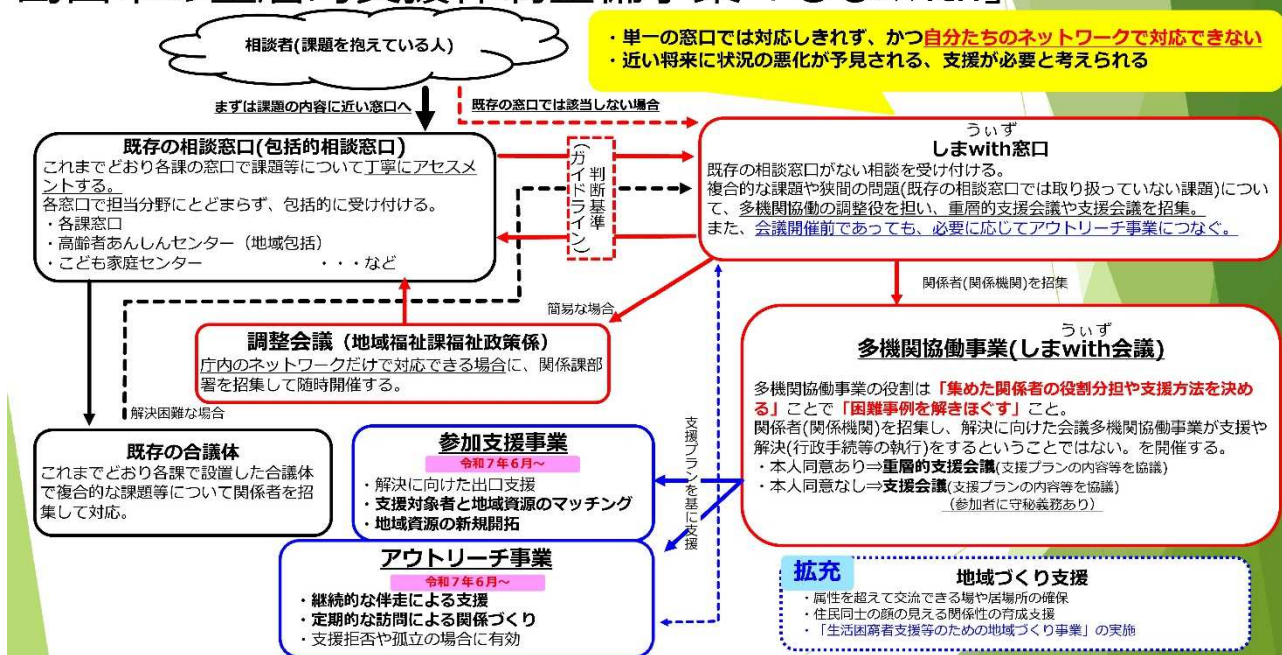
重層的支援体制整備事業推進委員会に当該年度の事業の報告を行い、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。

3. 島田市における重層的支援体制整備事業

市では下図に示す通り、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援（Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくり支援）に係る事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで、誰ひとり取残さない体制の構築を目指します。

また、重層的支援体制整備事業の「みんなで一緒に考え、取り組む」という理念を「with」により表した「しま^{ういず}with」という愛称を定め、市民、職員及び支援者に対して事業をより身近に感じてもらうことにより、事業に対する一層の認知及び理解の促進を図ります。

島田市の重層的支援体制整備事業「しま^{ういず}with」



(1) 相談支援

① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

相談者の属性（介護、障害、こども等）、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

【対応する主な事業】

法に基づく事業名	市の中事業名	所管課	主な支援対象者	管理運営
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業	包括ケア推進課	高齢者	委託
相談支援事業	相談支援事業	障害福祉課	障害者（児）	委託
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ事業	子育て応援課	児童をもつ保護者及びその家族、妊婦	直営
	ファミリー・サポート・センター運営事業		0歳（生後2ヶ月）から小学校6年生まで	委託
自立相談支援事業	自立相談支援事業	地域福祉課	生活困窮者	委託

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けます。多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されることから、本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等係情報を幅広く収集します。

【対応する主な事業】

法に基づく事業名	市の中事業名	所管課	管理運営
多機関協働事業等	多機関協働等事業	地域福祉課	委託

③ 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体調機能役割を担います。

【対応する主な事業】

法に基づく事業名	市の中事業名	所管課	管理運営
多機関協働事業等	多機関協働等事業	地域福祉課	委託

（２）参加支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

【対応する主な事業】

法に基づく事業名	市の中事業名	所管課	管理運営
多機関協働事業等	多機関協働等事業	地域福祉課	委託

(3) 地域づくり支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

各事業の対象者の居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、より広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

【対応する主な事業】

法に基づく事業名	市の中事業名	事業概要	所管課	管理運営
地域介護予防活動支援事業	居場所づくり事業	高齢者等が集まり、交流することによって互いに見守り合うことを目的とした居場所の開設	包括ケア推進課	直営
	シニアトレーニングサポーター養成講座	パワーリハビリ教室事業で活動するボランティアの養成等		
	しまトレ推進事業	地域住民が主体となって実施する介護用棒体操の普及		
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり		一部直営
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター運営費の助成	障害福祉課	補助
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター運営経費	地域子育て支援センターの運営	子育て応援課	直営・委託
	子育て世代包括支援事業	妊産婦、乳幼児等の包括的支援及び体制づくり	健康づくり課	直営
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	多機関協働等事業	住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見や居場所の確保等を行う	地域福祉課	委託

4. 会議体の設置・運営

市で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、以下の会議を適宜開催します。

(1) 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン（個別支援計画）の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議 ②プラン終結時等の評価 ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

開催頻度：1日／月（ただし必要に応じて随時開催）

構成員：(1) 市関係各課 (2) 多機関協働事業受託事業者（島田市社会福祉協議会）
(3) 関係外部支援機関 (4) その他市長が必要と認める者

(2) 支援会議

複合化・複雑化した課題等があり支援が必要である（と思われる）にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討を行う会議です。会議の構成員に対して守秘義務を課し、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

開催頻度：1日／月（ただし必要に応じて随時開催）

構成員：① 市関係各課 ② 多機関協働事業受託事業者（島田市社会福祉協議会）
③ 関係外部支援機関 ④ その他市長が必要と認める者

(3) 調整会議

支援関係機関が市関係各課に限られている簡易なケース（受診同行など単発の支援のみが問題となるケース）の役割分担をするための会議です。重層的支援体制整備事業のプラットフォームを活用し、庁内における「縦割りの壁」を低くすることを目指します。

開催頻度：必要に応じて随時開催

構成員：① 市関係各課 ② その他市長が必要と認める者

5. 重層的支援体制整備事業の推進体制

市では重層的支援体制整備事業の円滑な運用及び推進のため、「重層的支援体制整備事業実務部会」及び「重層的支援体制整備事業推進委員会」の2つの組織を設置しています。これらの組織の構成員と役割等については以下のとおりです。

（１）重層的支援体制整備事業実務部会

重層的支援体制整備事業に係る相談又は支援を行う主な担当部署及び関係機関で構成する会議です。現場における実務に関して協議及び検討し、事業の円滑な運用につなげます。

部署（組織）	主な所管業務
生活安心課市民相談係	市民相談、消費生活相談
環境課衛生係	ごみ収集、不法投棄処理、犬・猫の登録
地域福祉課生活福祉係	生活保護相談、生活困窮者自立支援制度
障害福祉課障害者支援係	障害者・障害児相談支援、引きこもり相談（40歳以上）
包括ケア推進課地域支援係	高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、ケアマネジャー支援、高齢者の緊急対応ケース
健康づくり課健康支援係	個別心理相談、こども家庭センター（母子保健）
子育て応援課家庭児童相談係	こども家庭センター（家庭児童相談）
学校教育課学校教育係	教育相談、学習指導
社会教育課青少年係	青少年の引きこもり相談（40歳未満）
（福）島田市社会福祉協議会	権利擁護相談、成年後見支援、生活困窮者支援、地域福祉活動相談

（２）重層的支援体制整備事業推進委員会

重層的支援体制整備事業に係る主要な所管部署を総括する職員で構成する会議です。当実施計画の策定、進捗及び評価に関することを協議及び検討し、事業の円滑な運営を推進します。

職名	主な所管業務
副市長	委員会委員長、全体の総括
地域生活部長	地域生活部関連業務の総括
健康福祉部長	委員会副委員長、健康福祉部関連業務の総括
こども未来部長	こども未来部関連業務の総括
教育部長	教育部関連業務の総括
市民協働課長	市民協働課関連業務の総括（地域づくり等）
生活安心課長	生活安心課関連業務の総括（市民相談等）
環境課長	環境課関連業務の総括（ごみ収集等）
地域福祉課長	重層的支援体制整備事業推進委員会事務局の総括、重層的支援体制整備事業全体の総括、地域福祉課関連業務の総括（生活保護相談等）
障害福祉課長	障害福祉課関連業務の総括（障害者・障害児相談支援等）

長寿介護課長	長介護課関連業務の総括（高齢者政策全般）
包括ケア推進課長	包括ケア推進課関連業務の総括（高齢者あんしんセンター等）
健康づくり課技監	健康づくり課関連業務の総括（個別心理相談等）
子育て応援課長	子育て応援課関連業務の総括（こども家庭センター等）
子育て応援課参事	子育て応援課関連業務の総括（こども家庭センター等）
学校教育課長	学校教育課関連業務の総括（教育相談等）
社会教育課長	社会教育課関連業務の総括（青少年の引きこもり相談等）

6. 多機関協働事業の数値目標

市の重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち多機関協働事業における数値目標を掲載します。

事業名	指標	令和7年度目標
多機関協働事業	重層的支援会議・支援会議の開催回数	12回

※令和6年度実績（令和6年11月～令和6年3月） 5回

7. 関連計画における各事業の数値目標（参考）

市の重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち、（1）包括相談的相談支援事業と（2）地域づくり事業において、本市の個別計画で数値目標を定めている事業を掲載します。

（1）包括的相談支援事業

社会福祉法上の事業	市の中事業名	指標	令和7年度目標
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター相談件数	9,200件
相談支援事業	相談支援事業	相談件数	9,800件

（2）地域づくり事業

社会福祉法上の事業	市の中事業名	指標	令和7年度目標
地域介護予防活動支援事業	居場所づくり事業	実施箇所数	75か所
	シニアトレーニングサポーター養成講座	開催回数 受講者数	24回 30人
	しまトレ推進事業	実施箇所数	101か所
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	生活支援サービス実施団体数	6団体